

豊川市都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊川市における都市計画道路の役割を効果的かつ効率的に発揮し、本市が発展していくための骨格を形成する将来都市計画道路網を構築するため、豊川市都市計画道路網見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市の都市計画道路網の見直しに係る検討業務に関して、調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募した市民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員会に、国土交通省職員及び愛知県職員をオブザーバーとして置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成28年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議の議長となる。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから委員長が指名したものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は公開する。ただし委員長が非公開とすることが適当と判断した場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができる。
- 5 会議を公開するに当たっては、開催日時、開催場所、議題等について、事前に公表するものとする。
- 6 会議の公開に伴う傍聴手続きは、「豊川市都市計画道路網見直し検討委員会会議傍聴要領」によるものとする。

(作業部会)

第7条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市都市計画道路網見直し検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表に掲げる部会長及び部会員によって構成する。
- 3 作業部会に、国土交通省職員及び愛知県職員をオブザーバーとして置くことができる。
- 4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者を委員会又は作業部会の会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

豊川市都市計画道路網見直し検討委員会作業部会

役 職	部 名	課 等 名	職 名
部会長	建設部	都市計画課	課 長
部会員	建設部	道路維持課	課長補佐級又は係長級のうち部会長が指名する者
		道路建設課	
	市民部	人権交通防犯課	
	消防本部	防災対策課	
	その他部会長が必要と認める課等		
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局建政部 都市整備課		行政機関等を代表する者
	愛知県建設部都市計画課		
	愛知県東三河建設事務所道路整備課		